

# 農業が非課税となる農事組合法人の判定票

法人名

事業年度 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

※この判定票は、農事組合法人の行う農業が地方税法第72条の4第3項の、非課税となる農業に該当するかを確認するためのものであり、提出は不要です。

◎下記1から3の全てを満たしている場合、非課税となる農業に該当します。

## **1 農地法第2条第3項第1号に定める事業要件を満たしている。**

## **2 農民以外の組合員の出資口数割合が以下の基準を満たしている。**

(組合員が農民のみの場合、満たしていることとなります。)

【基準】①～④の者の出資口数の合計が総出資口数の1/2以下かつ、②～④の者の出資口数合計が総出資口数の1/4以下であること(地方税法施行令第17条)

- ① 農業協同組合法第72条の13第1項第2号の組合員(組合)
- ② 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等
- ③ ②(法人に限る)の代表者、代理人又は使用人等である組合員
- ④ ③以外の者で、②から受ける資金で生計を維持している組合員

## **3 農地法第2条第3項第3号及び第4号に定める役員要件を満たしている**

(下記(ア)、(イ)のいずれも満たしていることが必要です。)

(ア) 理事の過半数が農業(販売・加工等含む)に年間150日以上従事

(イ) (ア)又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に年間60日以上従事

### 【判定結果】

○1、2、3の全てを満たしている場合、様式6の3の2及び様式6の3の3を使用して非課税所得の算定を行ってください。

●1、2、3のいずれかを満たしていない場合、当期の全ての所得が課税されます。

(様式6の3の2及び様式6の3の3を提出する必要はありません。)